

東広島市 居住支援 協力不動産店 大募集

東広島市では、低所得者、高齢者、障がい者、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市や居住支援団体と連携して、住まい探しにご協力いただける「協力不動産店」を募集しています。



登録のメリット

- 1 市のホームページや窓口等で協力不動産店として紹介されます。
- 2 住宅確保要配慮者の入居支援を通じて地域貢献ができます。
- 3 居住支援団体や行政との連携により、円滑な媒介業務が可能になります。
- 4 協力不動産店として登録いただいた事業者には、市からの情報提供や支援制度の案内に加え、必要に応じて研修等も実施する予定です。

内容

要件 市が設置する居住相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力いただける本市または隣接市町に事務所を有する不動産店

内容 ・住宅確保要配慮者から居住相談窓口へのご相談があった際に、紹介可能な物件の有無について、協力不動産店に照会を行い、物件をお持ちの協力不動産店にお繋ぎします。

※紹介可能な物件があるときのみ、お返事いただければ OK です。

登録方法

協力不動産店登録申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて住宅課へご提出ください。（様式は市ホームページからダウンロードできます。）

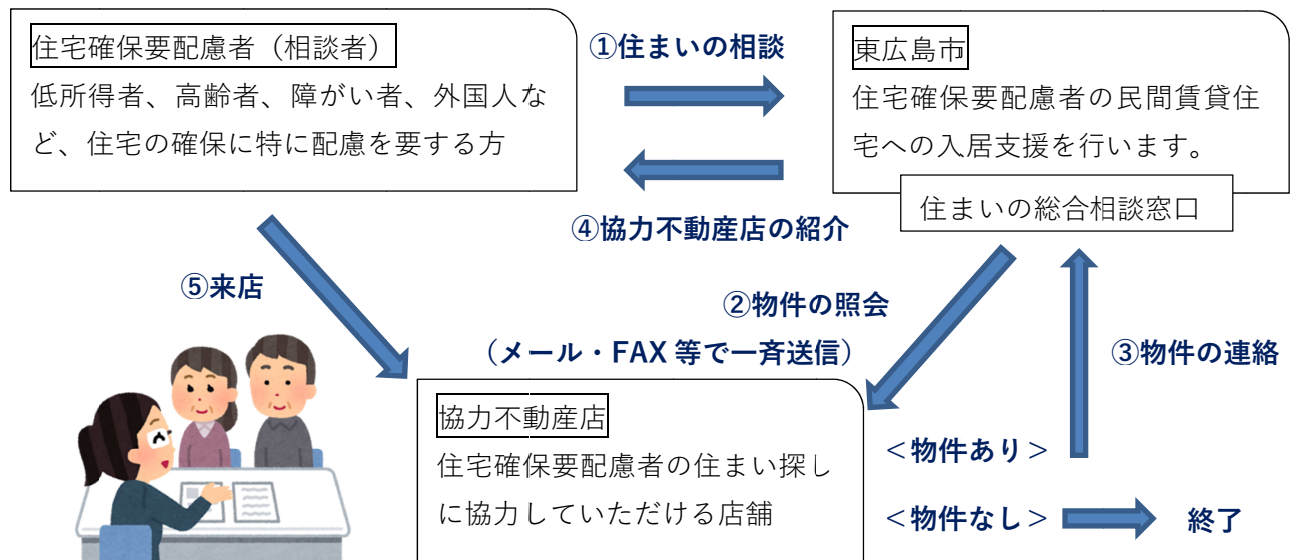
お問い合わせ先：東広島市建設部住宅課

電話：082-420-0946 FAX：082-422-5010

メール：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp



住まい探しの流れ



- ① 市が設置する相談窓口で相談者（住宅確保要配慮者）が入居の相談をします。
- ② 相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等を FAX またはメールにて一斉送信します。
- ③ 不動産協力店は、紹介できる物件がある場合は、その旨を相談窓口連絡します。
※紹介可能な物件があるときのみ、ご回答ください。
- ④ 相談窓口と不動産協力店で調整のうえ、相談者に当該協力店を紹介します。
- ⑤ 相談者が当該協力店に直接伺います。相談窓口の担当者が同行する場合があります。

<その他、協力不動産店にお願いしたいこと>

- 住宅確保要配慮者から媒介依頼や物件紹介の照会を受けた際、円滑な入居に向けた助言や情報提供を行うとともに、行政機関等の支援が必要と認められるときは、関係機関との連携にご協力ください。

協力不動産店登録の流れ

- ① 協力不動産店登録申込書（様式は市ホームページからダウンロードできます）と、宅地建物取引業者免許証の写しを住宅課へメール、郵便にてご提出ください。
- ② 協力不動産店登録簿に登録し、協力不動産店に登録承認通知書を送付します。
- ③ 市ホームページに協力不動産店として掲載します。
- ④ 相談窓口での相談対応時に協力不動産店登録簿を利用させていただきます。